

鳥取県持続可能な地下水利用協議会 規約

平成25年7月12日制定

第1章 総則

(設置)

第1条 とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（以下「地下水保全条例」という。）前文の「県民誰もが恩恵を享受できる県民共有の貴重な財産」をみんなで保全するという趣旨を充分認識して、県内の地下水の水位、水質等の調査及び水源の涵養に関する事業を実施するとともに、地下水の採取の適正化及び合理化や推進について地下水を採取する事業者相互の連携及び協調により地下水環境の保全を図ることを目的として、地下水保全条例第22条の規定に基づき、鳥取県持続可能な地下水利用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地下水の水位等の変動の測定及び水質の調査並びにこれらの結果の公表
- (2) 会員による水源の涵養を図るための森林整備などの水循環保全活動の普及・啓発及び促進
- (3) 地下水の採取についての会員間の情報交換及び調整
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のため必要と認める事業

第2章 会員等

(協議会の会員)

第3条 協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般事業会員
地下水保全条例第2条第4号に規定する事業者（次号の水道事業会員を除く。）
- (2) 水道事業会員
水道事業を営む市町村、水道事業者その他関連団体
- (3) 賛助会員
協議会の目的に賛同する者で役員会が入会を承認したもの

(指導及び協力機関)

第3条の2 地下水保全条例第24条第2項に基づき、協議会は、学識経験者及び関係機関の指導、助言を受けるものとする。

- (1) 学識経験者
地下水研究プロジェクトに参画している委員をはじめとして、第2条の事業を行うため、役員会において、指導、助言を受けることが適当と認める者
- (2) 関係機関
国、県及び市町村等の地下水及び水循環保全等に係る業務を所管し、役員会において、指導、助言を受けることが適当と認める機関

(入会)

第4条 協議会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第5条 協議会の会員は、第2条に規定する事業を行うに当たり必要とする費用に充てるため、毎年、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) その他協議会の規約に違反し、名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合、総会の決議による同意がなされたとき。

(抛出金品の不返還)

第8条 退会し、又は会員資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、原則として返還しない。

(変更の届出)

第9条 会員は、その氏名又は住所（団体の場合にあつては、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があつたときは、遅滞なく会長にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任等)

第10条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名

2 役員は、会員の中から総会において選任する。

3 役員は、会員が団体の場合にあつては、代表者又は代表者が委任する者の中から選任することができる。

4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

5 役員会は役員で構成する。

(役員職務)

第11条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第13条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任した場合であっても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、その総会の開催日の20日前までに、その役員に対し、その旨を書面により通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第15条 協議会の役員は、無報酬とする。

第4章 総会等

(総会の種別等)

第16条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が行うものとする。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第11条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第17条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、すみやかに総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催日の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 総会は、会員の全員の同意があるときは、招集手続きを省略して開催することができる。

(総会の議決方法等)

第18条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ、開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第19条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 協議会規約の変更

- (2) 入退会及び会費、会計処理、その他協議会の運営に必要な事項に係る規程の制定及び改廃(一部の規程を除く。)に関する事。
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。(軽微なものを除く。)
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (6) 協議会の解散に関する事。
- (7) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(書面又は代理人による表決)

第20条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、委任状を会長に提出するほか、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席した者とみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、前条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、第24条の事務所に備え付けておかななければならない。

(地区会)

第22条 協議会は、地区別に情報交換や協議等を行うため、地区会を設置することができる。

2 地区会に、世話役1名以上を置く。

3 地区会に必要な事項については、会長が別に定める。

(検討チーム)

第23条 協議会は、専門的な事項を検討するため、検討チームを設置することができる。

2 検討チームに必要な事項については、会長が別に定める。

第5章 事務局等

(事務局)

第24条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課に置く。

3 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

4 事務局長は、事務局の中から会長が選任し、その庶務を総括する。

(業務の執行)

第25条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(書類及び帳簿の備付け)

第26条 協議会は、第24条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約、第19条第2号に規定する入退会及び会費、会計処理規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) 前条に掲げる会計処理規程に基づく書類及び帳簿

第6章 事業計画

(事業計画)

第27条 事業計画は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

第7章 会計

(事業年度)

第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収支予算等)

第29条 協議会の収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、役員会に諮ったうえ、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて暫定予算を組み、収支予算を執行することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の20日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 貸貸対照表
 - (5) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

第8章 残余財産の処分

(事業終了又は協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第31条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第32条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成25年7月12日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員を選任については、第10条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第12条第1項中の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の会計年度については、第28条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成26年3月31日までとする。
- 4 協議会の設立初年度の収支予算の議決については、第27条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 5 協議会の設立初年度の予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 6 この規約は、平成30年7月24日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和2年7月14日から施行する。
- 2 第29条第2項及び第3項の規定は、前項の規定にかかわらず、令和2年4月1日から適用する。
- 3 この規約は、令和5年7月28日から施行する。